

ケミトックス環境ニュース(Vol. 58)

2020年7月17日
株式会社ケミトックス
河戸淳仁

施行された EU の RoHS 指令のその後

今後の化学物質の規制対象は？

欧州化学物質庁(ECHA=European Chemical Agency)によると2020年6月22～25日に情報交換フォーラムが開催され、以下のような動きがあることが判明しましたので速報の形でお伝えします。

対象製品は、主に消費者向け製品となり、ゴム、プラスチック、繊維などの特定の種類の材料について検査が実施される予定です。施行プロジェクト(REF-10)にて検討されます。

実施日：2021年に準備の上、2022年に施行

法的根拠：「化学物質の登録、評価、認可及び制限に関する規則(REACH)」

「残留性有機汚染物質(POPs)」規制の下で定義された難分解性有機汚染物質の存在に関する規制」

2020年7月1日付 ECHA の報道によりますと消費者向け製品が、

1. REACH に基づく特定の有害物質の規制に準拠しているか
2. POPs 規制で定義された残留性有機汚染物質の存在に関する制限に準拠しているかどうかを検査することで合意されました。

<https://echa.europa.eu/-/eu-inspectors-to-check-consumer-products-for-hazardous-substances>

これらの検査対象となる特定の物質は2021年に決定される予定で、例えば REACH 規則ではフタル酸エステル類、POPs 規制ではペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)などが含まれる可能性があります。

2022年からの検査実施がすでに決定しており、検査対象となる物質は2021年中に決定される予定です。

REACH と POPs 規制の下で、ゴム、プラスチック、繊維など特定の種類の材料が検査されると考えられ、各製品に複数の REACH や POPs 要求事項が適用されて、管理範囲が広がるため、環境保護が強化されることとなります。

製品中への高懸念物質(SVHC=Substances of Very High Concern)に関して、情報がサプライチェーンで伝達されていることなどを検査することが予想され、これも規制強化となります。

REACH と POPs に関係して有害物質として懸念される化学物質は、出来るだけ使用しないで代替物質を検討するなど、早期の代替技術の開発が必要かと思えます。

以下、あらためて REACH と POPs に関して簡単に説明をしておきます。

■REACH

「EU 域内にて、化学品 (Chemicals) を製造、輸入する場合に、その製造者、輸入者に登録 (Registration)、評価 (Evaluation) を義務付け、高懸念物質については、関係当局が、認可 (Authorization)、さらにリスクの高い物質には、禁止等の制限 (Restriction) を設ける」ことを定めた EU の規則で、2007 年 6 月 1 日に施行されました。

EU にて製造または、EU に輸入される物質、調剤、成形品等が対象となります。

表 1 REACH 規則の対象物質

対象物質	内 容
物質 (Substance)	製造・輸入量が1トン/年以上
調剤 (Preparation)	その成分で製造輸入量が1トン/年以上の全物質
成形品 (Article)	ある条件下の含有物質1トン/年超える量

高懸念物質が成形品中に 0.1% (1,000 ppm) 以上の重量で有害物質が含有した場合には届出が必要となり、消費者から成形品中にどのような化学物質が含まれるか情報を求められた場合、無料で 45 日以内に回答する義務が発生するなどの仕組みです。

次から次へと公表される REACH 規則の高懸念物質は第 23 弾が 2020 年 6 月 25 日に公表され、合計 210 物質となっています。

■POPs

化学物質の中には、環境中で分解されにくく、生物体内に蓄積しやすく、地球上で長距離を移動して遠方の国の環境にも影響を及ぼすものがあり、このような物質が一旦環境中に排出されると、人体に有害な影響を及ぼす恐れがあるため規制が必要となります。この規制する物質を「残留性有機化合物 (POPs=Persistent Organic Pollutants)」と呼んでいます。

2001 年 5 月にスウェーデンのストックホルムで、環境中での残留性が高いポリ塩化ビフェニル (PCB) など 12 物質の削減や廃絶などに向けた「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」が採択され、2004 年 5 月に発効されました。この条約では、アルドリン、アルファヘキサクロロシクロヘキサン、ベータヘキサクロロシクロヘキサン、クロルデン、クロルデコン、デカブロモジフェニルエーテル (Deca-BDE)、ディルドリン、エンドリン、ヘプタクロル、ヘキサブロモビフェニル、ヘキサブロモシクロデカン、ヘキサブロモジフェニルエーテル、ヘプタブロモジフェニルエーテル、ヘキサクロロベンゼン、ヘキサクロロブタジエン、リンデン、マイレックス、ペンタクロロベンゼン、ペンタクロロフェノール、その塩及びエステル類、ポリ塩化ビフェニル (PCB)、ポリ塩化ナフタレン (塩素数 2~8 のものを含む)、短鎖塩素化パラフィン (SCCP)、エンドスルファン、テトラブロモジフェニルエーテル、ペンタブロモジフェニルエーテル、トキサフェン、ジコホル、ペルフルオロオクタン酸 (PFOA) とその塩及び PFOA 関連物質などの 28 種類が廃絶 (附属書 A)、3 種類が制限 (附属書 B)、7 種類が非意図的生成物 (附属書 C) としてリストされています。

■EU の情報交換フォーラム

施行に関する情報交換フォーラム(フォーラム)は、EU、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタインにおける REACH、CLP、PIC、POPs、および殺生物性製品規制の実施を担当する当局のネットワークで、フォーラムの全体会議や殺生物性製品規制サブグループ (BPRS) などの会議を開催しています。

<https://echa.europa.eu/about-us/who-we-are/enforcement-forum>